

国立大学法人岩手大学学長の業務執行状況の確認について

平成27年3月24日学長選考会議 制定
令和5年3月22日学長選考・監察会議 最終改正

1. 目的

国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は「国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議規則」に基づき、学長の選考等に係る任務の一環として、選考後もその職務が適切に遂行されていることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、学長選考・監察会議は学長の業務執行状況を確認することにより、学長選考の適切性の担保を図ることとする。

また、業務執行状況の確認結果を公表することにより、構成員から協力を得て、学長が就任の際に掲げた目標を達成することに寄与するものとする。

2. 実施時期

業務執行状況の確認は、学長就任2年目以降毎年度（再任の場合は就任1年目から）、学長選考・監察会議が定めるスケジュールに沿って行う。

また、学長選考・監察会議が必要と認めた場合は、随時行うこととする。

3. 実施方法

学長選考・監察会議は、学長の学長選考基準の各項目への対応状況を基本として、「中期目標・計画及び岩手大学独自の目標・計画に係る自己点検・評価の結果」「監査の実施結果」等を参考に、学長に対して面談を行う。また、選考時に考慮した「候補者所信」などにも留意し、必要に応じて、監事等に対し、学長の活動状況について意見を求めることとする。

4. 公表の取扱い

学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認のプロセス及び結果を公表する。

5. 留意事項

業務執行状況確認のための具体の実施方法等は学長選考・監察会議において別に定める。

また、学長選考・監察会議委員の任期が学長の任期より短いことを考慮し、選考時の議論・判断等に関する情報が適切に引き継がれ、業務執行状況の確認にあたって支障が生じないように留意する。

附 則

この確認については、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この確認については、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この確認については、令和5年4月1日から施行する。